

# 習志野市教育委員会会議録

## (平成25年第3回定例会)

- 1 期 日 平成25年3月27日(水)  
 習志野市教育委員会事務局大会議室  
 開会時刻 午後3時00分  
 閉会時刻 午後4時45分
- 2 出席委員
- |  |       |         |
|--|-------|---------|
|  | 委 員 長 | 星 野 龍   |
|  | 委 員   | 梓 澤 キヨ子 |
|  | 委 員   | 原 田 孝   |
|  | 委 員   | 貞 廣 斎 子 |
|  | 委 員   | 植 松 榮 人 |
- 3 出席職員
- |               |           |
|---------------|-----------|
| 学校教育部長        | 辻 利 信     |
| 生涯学習部長        | 早 瀬 登 美 雄 |
| 学校教育部参事       | 植 草 満 壽 男 |
| 学校教育部参事       | 野 中 良 範   |
| 学校教育部参事       | 高 柳 英 昭   |
| 学校教育部・生涯学習部参事 | 吉 川 清 志   |
| 学校教育部次長       | 田久保 正 彦   |
| 生涯学習部次長       | 市 川 隆 幸   |
| 学校教育部副参事      | 鈴 木 博 行   |
| 生涯学習部副参事      | 井 澤 元 行   |
| 教育総務課長        | 飯 島 稔 隆   |
| 学校教育課長        | 小 熊 隆 均   |
| 指導課長          | 村 田 修 男   |
| 総合教育センター所長    | 小松崎 功 一   |
| 学校給食センター所長    | 廣 瀬 功 一   |
| 社会教育課長        | 上 野 久     |
| 生涯スポーツ課長      | 片 岡 利 江   |
| 青少年課長         | 浅野目 俊 紀   |
| 青少年センター所長     | 新 井 嘉 晴   |
| 菊田公民館長        | 佐々木 とも代   |
| 学校教育部主幹       | 村 山 典 久   |
| 学校教育部主幹       | 真 田 知 幸   |
| 学校教育部主幹       | 島 本 博 幸   |
| 学校教育部主幹       | 松 本 健 志   |
| 学校教育部主幹       | 小 浜 由 美 子 |
| 学校教育部主幹       | 小 澤 由 香   |
| 生涯学習部主幹       | 猪 股 昭 喜   |
| 生涯学習部主幹       | 森 下 雅 之   |

#### 4 会議内容

委員長が

平成25年習志野市教育委員会第3回定例会の開会を宣言

委員長が

平成25年第2回定例会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

#### 報告事項(1) 指定学校変更の許可基準改訂について

(学校教育課)

学校教育課長が

平成6年施行、平成12年4月1日改訂の指定学校変更の許可基準改訂の中に、指定学校の変更を申請する際に、「指定校に希望する部活動がないこと」という項目があるが、昨今の申請の中に日常的な活動の実態がなく、同好会的な不定期な活動を行っている部活に入部希望を理由に指定校変更の申請を行うケースが小学校から中学校への進学の際に見られた。このことについては、希望する部活動に入部する強い意志があるので指定学校の変更を許可するという本来の趣旨に馴染まないため、希望する部活動が、大会等への出場実績があり、かつ日常的に活動していると認められる部活動であること、という項目を加え許可基準を明確にしようとするものである。なお、平成25年4月1日をもって改訂、施行するものである、と概要を説明

委員が

「大会等への出場実績」とあるが、その基準はなにか、と質問

学校教育課長が

学校の団体、チームとして学校名を背負って競技会やコンクールに参加することを基準として考えている、と回答

委員が

許可の枠を狭めたと考えて良いのか、と質問

学校教育課長が

枠を狭めたというより、許可基準を明確にさせるものである、と回答

委員が

入学・転入学時の許可基準について、「相当の理由があると教育委員会が認めるとき」とあるが、相当な理由とは具体的に何か、と質問

学校教育課長が

学校の団体、チームとして学校名を背負って競技会やコンクールに参加するということだが1つの相当な理由と考えている、と回答

委員が

希望する学校に保有教室数の余裕がある場合に限り認めるもの、とあるが人数に余裕があるというよりも教室数に余裕がある場合ということか、と質問

学校教育課長が

人数的に学級を編成したときに、教室数が足りる場合に限り認めるものである、と回答

委員が

部活動は、文化部、運動部の区別はないのか、と質問

小熊学校教育課長が

文化部、運動部の区別はなく、文化部では吹奏楽部、管弦楽クラブ等の申請もある。

委員が

各学校によって、部活の数に偏りがあるのか、と質問

学校教育課長が

中学校では、生徒数によって部活の数を編成しているので、生徒数の少ない中学校は若干少ないところもある。習志野市内の場合は小中学校体育連盟の大会等の関係もあるので、基本的には同じような部活を設置しているが、吹奏楽部か管弦楽クラブの違い、また武道では柔道部、剣道部のあるなしという違いはある、と回答

委員が

具体的な事例はあるのか、と質問

学校教育課長が

平成23年度の実績としては、中学校で5件であった。

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（1）は了承された。

## 報告事項（2） 平成25年度習志野高等学校の入試状況について （学校教育課）

学校教育課長が

習志野高校は市立高校ながら第2学区に所属し、他の県立高校と同様の受験システムを採用している。前期選抜は、高校が期待する生徒像を提示して、学力検査・面接・自己表現で選抜している。後期選抜は、学力調査・面接で実施している。志願者は昨年と比べ、全体の志願者数に大きな変化はないが、普通科が減少傾向にあり、商業科で増加傾向が見られた。商業科の後期選抜は3.44倍で後期選抜県全体でも2番目の高さであった。市内生合格の割合は、普通科では平成24年度入試は22.9%、平成25年度入試は24.9%と2%アップした、と概要を説明

委員が

習志野高校は習志野市の高校なので、市内生の合格枠を増やして欲しいが、市内生の割合はどれぐらいで考えているのか、と質問

学校教育課長が

委員ご指摘の通り市立高校ではあるが、習志野高校に関しては一般の県立高校と同様のシステム（学区）をとっている。このことは、市内生だけではなく、周辺のこども達にも習志野で学んで、習志野の良さを知ってもらい、将来的に習志野の発展に活かせるという考えで取り組んできたものである。市内生の割合としては、20%を基準に継続してきたものである、と回答

委員が

受験希望者数は増えているのか、と質問

学校教育課長が

志願倍率は、甲子園に出場する等、色々な要素がある中で年ごとに若干の変化はあるが、年々増加している、と回答

委員が

市内生の志願者が102名、合格者が65名ということであるが、もう少し合格者数が増えた方が望ましい、と意見

学校教育課長が

普通科の合格率は市内生で68.5%、商業科では30.8%であり、普通科では標準であると考えている、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（2）は了承された。

### 報告事項（3） 平成24年度 習志野市学力調査結果概要について （指導課）

総合教育センター所長が

習志野市では、平成22年度より、市内小中学校児童生徒の学習指導要領に示された基礎的・基本的な内容の定着状況を客観的に把握し、指導上の課題を把握した上で学力向上に向けた授業改善や指導法の工夫・改善を図ることを目的として習志野市独自の学力調査を実施している。平成25年2月7日に全小学校4年生、1,499名に国語と算数の2教科を、全中学校2年生、1,412名に国語と数学、英語の3教科の調査を実施した。調査結果について、小学校の国語では全国の正答率と比較すると+4.3%の73.7%、算数では+4.9%の72.3%であった。中学校の国語では全国の正答率と比較すると+4.1%の69.7%、数学では+2.2%の64.4%、英語では+9.5%の62.6%である。特に小学校・中学校ともに基礎の結果より活用の結果が全国比率を上回っている。このことは学習指導改善委員会によって、活用の力を高めるための事業改善の提言を行ってきた成果と受け取れる。しかし基礎の結果を見るに当たり、繰り返し学習の定着を図る工夫改善の必要性を感じている。調査結果

の概要については3月28日より総合教育センターのホームページに掲載するとともに、各学校に通知し、教職員への周知を図っていく、と概要を説明

委員が

小学校の場合、市の正答率も全国正答率も前年度よりあがっているが、中学校では市の正答率が全教科前年度よりも低くなっていることについては、どう捉えているのか、と質問

総合教育センター所長が

昨年度、小学校は全国平均も市の正答率も一昨年度よりも下がっていることについて業者に確認したところ、学習指導要領が改訂された内容で問題を作ったために昨年度より下がっている。今年度は学習指導要領の改訂から2年目になるので、小学校はある程度内容が把握できているため正答率が上がってきている。逆に中学校は、今年度完全実施の内容のテストをしたため正答率が下がったものと考えている、と回答

委員が

テスト内容はどのようなものであったのか、と質問

小松崎総合教育センター所長が

内容は、新学習指導要領では思考力等の検査として表現する問題が含まれていたため、子どもたちは戸惑ってしまったものと考えている、と回答

梓澤委員が

市内各小中学校の格差はどうなっているのか、と質問

小松崎総合教育センター所長が

国の全国学力調査と同じで、学校間の差が序列化に繋がるということで全体の正答率と自校の正答率は各学校に通知するが、それぞれの学校の正答率は、総合教育センター、指導課でしか把握していない、と回答

委員が

各学校間に差があるとすれば、改善に向けての対策は行っているのか、と質問

総合教育センター所長が

学校間の差は総合教育センター、指導課で把握しているので、訪問指導等において授業改善の指導案件に力を注いでいる、と回答

委員が

多くの保護者が学校教育に最も期待することは学力の向上であると思うので、このように効果が上がっていることは大変素晴らしいことだと思う。一方で各学校間の差異の問題だが、序列化に繋がることを考えると公開は決してするべきものではない。ただし、指導課、総合教育センターでは把握しているということなので、何年か継続的に低迷してしまっている学校があれば、訪問指導に限らず人的な配置を行うなど、その学校の学力向上策

に取り組んで頂きたい。また、全国の学力調査等を行うと、要保護家庭の子どもが多い学校等は点数がどうしても低い傾向となるが、そういった学校でも非常に高い学力をあげている学校が全国にある。もし、そういった学校が習志野市にあれば、知恵を習志野全体で共有していけるよう学力調査を活かしていただきたい、と意見

委員が

基礎の点数よりも、活用の点数が上がっているということだが、基礎がしっかりできているから、活用もできるのでは、と質問

総合教育センター所長が

基本的には、基礎が理解できているから活用の部分が応用力として結果にでるが、細かい分析してみると国語の漢字の正答率が若干低い。このような学習は繰り返しの学習が必要であるが、どうしても活用の方に目が向いてしまい、繰り返し学習の時間をとることが不足してしまっていたと受け止めている、と回答

委員が

基礎に関して、もちろん漢字も書けた方が良いが、活用の学力というのは学校でしか身に付けられないものである。漢字や計算は家で勉強したり、塾に行っても勉強したりできるが、表現したり考えたりする新しい学習指導要領の肝になっている学習は将に学校でしか学習できないことなので、基礎の学習の充実が活用の学習を軽んずることにならないよう、活用の学力の強みを活かしていくようにして頂きたい、と意見

総合教育センター所長が

活用の学習に重点を置きながら、基礎も伸ばしていくという授業形態を今後検討していきたい、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（3）は了承された。

#### 報告事項（4） 旧鵜田家住宅災害復旧の経過報告及び工事方法について（社会教育課）

生涯学習部主幹が

平成23年3月11日、東日本大震災が発生し、旧鵜田家住宅も主屋の壁・柱等の歪み、基礎の損傷、液状化による地盤の沈下等、様々な損壊を被った。平成23年3月から6月にかけて複数の文化財建築の専門家による調査を行った結果、南側に向かって、基礎が沈下している可能性が指摘された。平成24年1月から3月に「旧鵜田家住宅基礎調査等業務委託」を実施したところ、南側の基礎杭の沈下及び損傷及び耐圧盤の南側に亀裂の可能性があること、また耐圧盤の下に最大15cmの空洞化があることが指摘され、これらの対応策として基礎の復旧工事方法について案を提示された。平成24年1月16日には庭の一部開放を行い、平成24年5月から平成25年2月にかけて、調査の結果を財政部施設再生課と協議し、教育委員会として基礎の復旧工事方法を決定し、今後の工程を立てた。工事方法としては、主屋を西側の民話の広場側に曳家し、基礎の復旧工事を行った上でもとに戻し、その後主屋の復旧工事及び管理棟や庭園、排水設備等の付帯工事を行う。

今後については、平成25年度内に基礎と主屋の設計委託をし、平成26年度から27年度に基礎の復旧工事、主屋の復旧工事、管理棟・庭園・排水設備等の復旧工事をする予定である。

また平成25年4月1日より、庭の開放時間を3時間30分から5時間30分に延長する予定である、と概要を説明

委員が

実際に工事にはいくらかかるのか、と質問

生涯学習部主幹が

平成25年の設計委託は1千万円を計上しているが、実際の工事費は設計委託によって変わってくるので、現段階では不確定要素もあり、明確にお答えができない、と回答

委員が

しっかりと復旧しなければならないので、委託の積算通りにやるしかない、他の方法はないのか、と質問

生涯学習部主幹が

今回の工事は基礎の復旧と主屋の復旧で二段構えになる。主屋の復旧工事は文化財建築専門の業者に委託しなければならない、と回答

委員が

湿地帯で地盤が緩いので、地震がきても備えられるように、しっかりと基礎の復旧をして頂きたい、と意見

委員が

鵜田家住宅は貴重な文化財であるが、小・中学生の学習面ではどのように活かしているのか、と質問

指導課長が

市内小学校では、3、4年生で習志野市、習志野市域、千葉県へと学習を広げていく中で、3年生の子どもたちが習志野市の学習として市内へ社会科見学を行っている。学習では、唯一残されている実籾地区の田んぼやほたる野周辺、また実籾本郷公園を取り上げ、その際に鵜田家も見学するコースもある。現在は、災害復旧ということで映像等を使って地域の学習をしている。その他、学習の発展として、藤崎地区の大沢家住宅等を使って学習をしている。また昔の人が使っていた道具等は余裕教室を使って資料室とし、地域の方から寄贈されたものを展示するなど、文化財を学習に活かしている、と回答

委員

富士吉田の忍野八海に有料で入れる古民家の見学コースがあり、古民家が大変良い状態で保存され、多くの観光客が訪れている。習志野市にもこのような文化財があることをアピールし多くの人に足を運んで貰えるような方法があれば良いと思う、と意見

生涯学習部主幹が

市のホームページへ掲載はしているが、今後は、更に広報活動に努めていきたい、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（４）は了承された。

#### 報告事項（５） 習志野市学校施設再生計画策定に関する提言書（案）について （教育総務課）

学校教育部主幹が

習志野市学校施設再生計画策定に関する提言書（案）について、昨年１２月の定例会で報告をした、本市が学校施設再生検討に向け設置をした第三者による専門委員会の提言書が概ねまとまったので報告するものである。昨年１１月から４回の専門委員会における議論を経て、今後最終的にまとめた形で改めて専門委員の皆さんに了承を経て教育長に提言書が提出されることになる。本市教育委員会においては、提言を受けたのちに今後本市の学校教育の向上を図る観点から施設の再生にあたっての提言内容を踏まえ、その中でも可能なこと、困難であることを十分精査し、４月以降学校施設再生に向けた整備方針等含め、教育委員の皆さんにご意見を頂いた中で本市学校施設再生計画を策定していこうとするものである、と概要を説明

委員から

習志野市学校施設再生計画専門委員会とは教育長と市長のどちらが諮問しているものなのか、と質問

学校教育部主幹が

考え方としては教育長の私的諮問機関という位置づけである、と回答

委員から

外部からは市長部局からではなく教育委員会の責任で諮問をしている委員会という捉え方がなされると思われるが、その様な認識でよいか、と質問

学校教育部主幹が

情報の発信とすればそういうことになる、と回答

委員から

まず、ここまで提言書をまとめて頂いた事務局や委員の方のご苦勞と、教育ビジョンをもとに施設の再配置を考えてほしいという意見を取り入れていただいたことに感謝を述べたい。ただ、惜しむらくは、教育ビジョンと再配置計画との関連が、今ひとつ明確に読み取ることができないことにある。この教育ビジョンを実現するために、どのように再配置をし、教育環境を充実させようとしているのか、更に議論を行い、その結果を提示していただきたい。

また、学校の適正規模及び適正配置について書き込まれている箇所は、おそらく、今後、この提言内容の中で最も長く参照される箇所であると思われる。他の多くの自治体でも複数年の審議会を重ねて議論する様な難しい問題で、数の出し方や、検討にはもっと慎重になるべきである。場合によっては、この数字にとらわれて身動きがとれなくなってしまう可能性もあり、今の段階で適正規模を定めること、更にはそれを明確に記載することには

若干の疑問を感じる、と意見

学校教育部主幹が

1点目の教育ビジョンからどのように教育施設を再配置していくかについては、基本的にこの提言書は、第三者が、客観的に習志野市全体の状況を見据えた中で、学校施設をどのようにしていくかという提言を承るものである。その後、提言を踏まえ教育基本計画の実現のためにどのような施設が必要か等を、今後の学校施設再生計画策定の中で十分に内部的な検討に加え、教育委員会会議の中でも議論していただきたいと考えている。

2点目の学校の適正規模及び適正配置については、提言書の主たる要素であることは指摘のとおりである。最終的な数字の出し方、記載の仕方については、専門委員の皆さんからも無責任な提言にならないようにというご意見もあり、もう少し時間をいただき、委員の方と数字として出すか出さないか、出すとすればどの程度の幅を持たせた数字になるのか等、調整していく状況である。これも繰り返しになるが、こちらから提供したデータをもとに、第三者が客観的に判断した提言を承って、その後、本市として意見を聞きながら判断することとなる、と回答

委員が

制度上はあくまでも教育委員会への提言なので、提言通りの政策を講じるかはその次の段階であるが、他の自治体を見ると、提言されたことを基準に据えて施策が続いていく事例が多くみられる。地域の方々の教育・福祉も含め、生活に密着していることでもあるので、たとえば中間提言を出して、パブリックコメントを取り、皆さんの意見を委員の方々にも聞いていただき、そのうえで修正をしていきながら最終的な提言をしていくなどの手法は考えていないのか、と質問

学校教育部主幹が

今回の提言においては、そのような手法は考えていない。ただ、適正な規模や整備方針を作る段階においては、そのような手法を検討していきたい、と回答

委員が

教育委員から要望を出せるのかわからないが、財源確保策については、ぜひ手厚く書いていただきたい。全国の市町村の中には、PFIを使って小学校を建てている自治体などもある。いずれにしても、充実した教育環境が実現される可能性が高まるような、財源的にも拡がりのある書き込みをお願いしたい、と要望

委員が

市民からすると、この提言は、第三者が出したものか、市長部局が出したものか、教育委員会が出したものか区別がつかない。第三者機関からの提言であることを明確に示し、あくまでも提言であることをより明示することが望ましいのではないかと意見

学校教育部主幹が

パブリックコメントの重要性は十分認識しており、あわせて、今後の市民説明等を通して進めていきたい。また、この会議の4回のうち3回については、提言案等の資料、会議録がすでに公開してあることを申し添えておきたい、と回答

委員が

提言としてがっちり固めてしまうのではなく、教育委員や、市民の要望も大切ではあるので、できれば柔軟性をもたせてもらいたい、と意見

学校教育部主幹が

提言の中では難しいが、今後教育委員会で策定する学校施設再生計画の整備方針や適正規模の策定に当たっては、指摘、意見をいただいた取組、手法を用いていきたい、と回答

委員が

これは、あくまでも提言書なので、これを踏み台として、より適切な形に変えるのは可能だと思われるので、より議論を重ねていきたい。

これは、全国的に見ても先進的な取り組みで、見本にするべきモデルケースもなく、先駆者的な意味合いもあり非常に大変なことはよくわかるので、あまり勇み足にならないように進めていただきたい、と意見

委員が

一つ、大事だと思ったのは、新しくできた津田沼小学校を見たとき、非常によくできており、これからの学校はこうあるべきだと思った。数値云々ではなく、最終的には習志野市にたくさんある公的な箱ものを、学校をベースとした複合的・多機能なものにしていくことを根幹とし、そこに文教住宅都市習志野の方針が反映されればよいのではないか。統廃合などという形で出てしまうと、パブリックコメントで失敗した高校の事例もあるが、結局住民の既得権で残さざるを得ないとなったときに、教育委員会が困ってしまう、と意見

委員が

統廃合ではなく、再配置ではないか。同じような内容に思われるかもしれないが、統合だけではないというニュアンスの違いは大事である、と意見

学校教育部参事が

検討委員会の中でも、統廃合ありきということで報告書をまとめるのではなく、違った観点でもう少し幅を広げるような形で進めてはどうかという意見もあったということをご理解いただきたい、と回答

委員が

先ほど他の委員からも話があったが、津田沼小学校はまさにその渦中であって作られた学校であり、小学校が地域の拠点になるというのが今後のビジョンであると思われるが、実際に津田沼小学校はどのくらいそのあたりを考慮して運営していくのか、と質問

学校教育部主幹が

津田沼小学校も地域の交流の場という位置づけの中で、設計上地域の方々が出入りできるような、また校舎等と仕切りができるような構造になっており、理念的には地域交流で

きる施設として作っているが、一方で管理運営のソフト面については、まだ不十分な面もあり、実際上の取り組みとしては、実施できる段階ではない、と回答

委員が

津田沼小学校は、具体的ないいモデルケースなので、そのあたりをもっと深く追及していただきたい、と意見

学校教育部主幹が

津田沼小学校も建てるにあたって、地域代表、保護者、学校関係、学識経験者という組織で一定の議論をしていく中で、地域の方から、老朽化している他の公共施設も、合わせて建て替えてほしいという要望があったが、合築となると整備面積が増えてしまうので、基本的には津田沼小学校を多機能化することで市民交流ができるように、例えば体育館、図書館等については市民に開放できるような構造になっている、と回答

委員が

机上の空論ではなく、津田沼小学校といういい具体例があるので、今後の方針として、それをうまく活用していくのが大事である、と意見

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（５）は了承された。

協議第 1 号 次回教育委員会の期日について協議し、平成 25 年 4 月 24 日（水）午後 3 時に決定された。

#### その他 屋敷 4 丁目のパチンコ店の建設計画について (学校教育課)

学校教育部主幹が

屋敷 4 丁目の大型パチンコ店の建設計画について、概要と経過について報告するものである。

当該パチンコ店の建設については、建築物の立地規制に関する法律に適合していること、営業規制に関する法定等にも抵触しないものであることを踏まえ、適正な通学路確保の観点から、3 月 15 日に設計業者の担当者と話し合いをもち、要望事項を書面にて提出した。要望した内容は、大規模な興行場などへの出入口が通学路に面する場合は出入口に注意看板などを設置すること、児童生徒の登下校時の時間帯において、建設車両による交通について配慮すること、学校に接近する場所での営業用のチラシ等の配布を自重すること、の 3 点である。また、口頭で、児童生徒の通学時間帯には建設車両の出入りがないように建設業者に要望することと、建設車両が最も多く出入りする期間とその際の建設車両の台数について事前に連絡すること、の 2 点を依頼した。また、以上の要望については設計業者から事業主にも伝えてもらうよう依頼し、担当者からは、工事の際は警備員を配置し安全を確保するという回答を得た。

さらに、現時点では工事の開始は 4 月 20 日前後を予定しており、通学時間帯の建設車両通行を行わない点について、工事を行う業者と話し合いを行っていることを確認した。

いずれにしても、工事期間中、営業開始後とも、市の関係部局、学校等と連絡を取り合いながら通学路の安全や適切な環境の確保に向けて業者、事業主に対し適宜要望していく、と概要を説明

委員が

建設車両も通るので、通学路の安全確保が重要である、と意見

学校教育部主幹が

建設車両が通るのは建設地だけでないので、市内全域の交通について配慮するよう伝えた。また、動線がわかり次第、各学校にも情報提供して連携していきたいと考えている、と回答

委員が

法的には問題がないので、この程度しか対処できないが、住民の方々はどういう形で反対といっているのか。同調するわけではないが、無視はできない。工事までひと月ない中で、教育委員会としてはどのように取り上げていくべきか考えなければならない、と意見

委員が

当該パチンコ店のオープンはいつごろになるのか、と質問

学校教育部主幹が

7月と聞いている、と回答

委員が

建設までは色々話し合いもあると思うが、オープンした後の意見等についての話し合いを教育委員会と経営者とで持つ予定はあるのか、と質問

学校教育部主幹が

オープン後について、どのようにすればよいか話をした際、何か問題が起こったときは、当該店舗の店長もしくはエリア長に相談することとなっている、と回答

委員が

やはり、オープン後の対応は必要となってくる。また、通学路となる通りの歩道の広さなどは十分であるか、と質問

学校教育部主幹が

敷地の一部を道路として提供し、道路を広げる形で通行の安全を確保すると確認している、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、屋敷4丁目のパチンコ店の建設計画については終了した。

<報告事項(6)は非公開>

報告事項（6） 臨時代理の報告について（習志野市立高等学校の校長の任免について）  
（学校教育課）

学校教育課長が  
習志野市立高等学校の校長の任免について概要を説明

報告事項（6）は了承された。

委員長が  
平成25年習志野市教育委員会第3回定例会の閉会を宣言